

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

(昭和二十七年八月三十日山口県条例第六十六号)

定例県議会の議決を経て指定水防管理団体の水防団体の定員の基準に関する条例を次のように定める。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十四条の規定による指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、水防管理者が水防の実施に支障がないと認める場合は、基準以下に減ずることを妨げない。

- 一 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長二十メートルにつき 一人
- 二 その他の箇所については、その延長五十メートルにつき 一人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定

(昭和五十五年六月二十四日山口県告示第六百五十号)

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第四条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を次のとおり指定した。

水防管理団体の指定及び指定の取消に関する告示（昭和三十年山口県告示第五百五十七号）及び水防管理団体の指定に関する告示（昭和三十四年山口県告示第四百五十四号）は、廃止する。

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町